

岡山空港有害獣類捕獲・駆除業務補助要領

1. 実施期間

原則として、毎月第2，第4日曜日に実施する。

実施時間は、2時間程度とし、原則として、12時00分から14時00分とする。ただし、有害鳥獣類捕獲・駆除業務の実施日と重なる場合は、13時00分から15時00分とする。

2. 実施場所

空港内及び空港周辺

3. 業務従事者数

業務補助は、原則として、2名で行う。

4. 業務内容

(1) 岡山空港有害獣類捕獲・駆除業務補助

岡山空港有害獣類捕獲・駆除業務受託者（以下、「受託者」という。）が空港内を移動して獣類の調査、わなの設置及び駆除業務を行うときの車両運転

(2) わなの維持管理業務

場周点検時に設置したわなの状況確認、えさの補充

(3) 業務報告

当日の業務の実施状況について、業務の結果を記録した報告書（様式自由）を作成し、翌日、岡山空港管理事務所（以下、「管理事務所」という。）に提出

4. その他

(1) 業務の実施にあたり、無線連絡をするときは、別添資料3「場内点検時等の連絡体制」によること。

(2) 業務を迅速かつ的確に行えるよう、業務内容を十分に把握した上で、管理事務所及び受託者と十分な事前調整を行うこと。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

岡山空港有害鳥類銃器捕獲・駆除業務補助要領

1. 実施期間

原則として、9月1日から11月15日の期間中の水曜日及び日曜日に行う。
実施時間は、4時間程度とし、原則として、9時00分から13時00分までとする。

2. 実施場所

格納庫南の書庫・猟友会詰所2階を監視拠点とし、銃器捕獲・駆除は、航空機移動区域（滑走路、誘導路、エプロン）内で行う。

3. 業務従事者数

業務補助は、原則として、2名で行う。

4. 内 容

(1) 岡山空港有害鳥類銃器捕獲・駆除業務補助

- ア. 岡山空港有害鳥類銃器捕獲・駆除業務受託者（以下、「受託者」という。）が、業務を行うときの準備及び片付け、車両運転及び航空管制官との無線連絡
- イ. 業務終了後の管理事務所への終了報告

(2) 有害鳥類監視業務

鳥類の飛来状況等を監視

(3) 業務報告

当日の業務実施状況について、結果を別紙「鳥獣害駆除日誌」に記載し、翌日に管理事務所に提出

4. その他

- (1) 業務の実施にあたり、無線連絡をするときは、別添資料3「場内点検時等の連絡体制」によること。
- (2) 業務を迅速かつ的確に行えるよう、業務内容を十分に把握した上で、岡山空港管理事務所及び受託者と十分な事前調整を行うこと。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

鳥 獣 害 駆 除 日 誌

令和 年 月 日 (曜日) 天気 :

出勤者名		出勤時間		: ~ :	
活 動 状 況					
	出勤時間	県職員	出勤者数	成果・活動状況(場所・駆除した鳥の種類等)	
1	: から :				
2	: から :				
3	: から :				
4	: から :				
5	: から :				
6	: から :				
7	: から :				
8	: から :				
9	: から :				
10	: から :				

※ 活動状況の欄は、成果がない場合も出勤した場合は必ず記載すること。